

○サービス提供回数変更に伴う支給区分（1週間のサービス回数）の取扱いについて

利用者の状態像の改善に伴って、当初の支給区分において想定されているよりも少ないサービス提供になること、又はその逆に、傷病等で利用者の状態が悪化することによって、当初の支給区分において想定された以上に多くのサービス提供になることがあり得ますが、その場合であっても、月の途中での支給区分の変更は必要ありません。

なお、この場合にあっては、翌月の支給区分については、利用者の新たな状態や新たに設定した目標に応じた区分による介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメントを定める必要があります。

※介護予防デイサービスを例としたもの

- (例1) 要支援1（週1回程度）の利用者に対し、1月に4回のサービスを提供した
→ 378単位 × 4回
- (例2) 要支援1（週1回程度）の利用者に対し、1月に5回のサービスを提供した
→ 1647単位
- (例3) 要支援2（週2回程度）の利用者に対し、1月に8回のサービスを提供した
→ 389単位 × 8回
- (例4) 要支援2（週2回程度）の利用者に対し、1月に9回のサービスを提供した
→ 3377単位
- (例5) 要支援2（週2回程度）の利用者で、1月に9回のサービスを提供予定であったが、体調不良により1月に3回の提供となった
→ 389単位 × 3回
- (例6) 事業対象者で、1週に1回の提供を想定していたが、状態の悪化に伴い1月に7回のサービスを提供した
→ 事業対象者（週1回程度）として、1647単位
- (例7) 事業対象者で、1週に2回の提供を想定していたが、状態の改善に伴い1月に4回のサービスを提供した
→ 事業対象者（週2回程度）として、389単位 × 4回